

## 「指定通所介護」の利用料金表

(通所介護費・1日)	3時間以上4時間未満利用		4時間以上5時間未満利用		5時間以上6時間未満利用	
介護度	保険単位	利用者負担	保険単位	利用者負担	保険単位	利用者負担
要介護1	370単位	376円	388単位	394円	570単位	578円
要介護2	423単位	429円	444単位	451円	673単位	683円
要介護3	479単位	486円	502単位	509円	777単位	788円
要介護4	533単位	541円	560単位	568円	880単位	893円
要介護5	588単位	597円	617単位	626円	984単位	998円
(通所介護費・1日)	6時間以上7時間未満利用		7時間以上8時間未満利用		8時間以上9時間未満利用	
介護度	保険単位	利用者負担	保険単位	利用者負担	保険単位	利用者負担
要介護1	584単位	593円	658単位	668円	669単位	679円
要介護2	689単位	699円	777単位	788円	791単位	802円
要介護3	796単位	808円	900単位	913円	915単位	928円
要介護4	901単位	914円	1,023単位	1,038円	1,041単位	1,056円
要介護5	1,008単位	1,023円	1,148単位	1,164円	1,168単位	1,185円
(各種加算項目・1日又は1月)	保険単位	利用者負担	苑で送迎を行わなかった場合(片道)		-47単位	-48円
個別機能訓練加算(I)	56単位	57円				
入浴加算(I)	40単位	41円	科学的介護推進体制加算		40単位	41円
サービス提供体制加算(I)	22単位	23円	口腔機能向上加算(I)		150単位	153円
中重度ケア体制加算	45単位	46円	認知症加算		60単位	61円

以上、保険単位とは法に定める介護保険、給付費単位であり、給付単位に処遇改善加算Iとして要介護の方は5.9%を乗じた単位に地域加算10.14を乗じた額の介護保険負担割合証に記された割合が利用者負担額になります。1円未満の金額につきましては法に定められた基準により算出されます。

◎ 介護職員等特定処遇改善加算新設につき、介護報酬の加算に加わります。(処遇改善加算とは別に算定されます。) 【特定処遇改善加算=単位総合計×12/1000となります。】

☆ 所要時間8時間以上9時間未満の指定通所介護の前後に連続して日常生活上の世話をを行う場合は、当該指定通所介護の所要時間と当該指定通所介護の前後に行った日常生活上の世話の所要時間と通算して、9時間以上10時間未満の場合は50単位、10時間以上11時間未満の場合は100単位を所定単位数に加算します。(ご利用の際は、事前に連絡・確認を要します。)

※以下のサービス提供は利用料金の全額がご契約者の負担となります。

①食事の提供 : ご契約者に提供する食事の材料費と調理費相当分の費用です。

料金:1回あたり700円

但し、夕食を提供した場合は、700円を加算します。朝食(軽食)を提供した場合は、50円を加算します。また、ご希望に基づいて特別な食事を提供した場合は、要した費用の実費をいただきます。

②お茶菓子(おやつ)の提供 : ご契約者に提供するお茶菓子(おやつ)の材料費相当分の費用です。

料金:1日あたり100円